



県章

# 群馬県報

平成25年  
9月10日(火)  
第9129号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	4
○道路の区域変更(同)	4
○平成26年度及び平成27年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(会計課)	4

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第366号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 区域及び期間

- (1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、甘楽町、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林
- (2) 期間 平成25年10月1日から平成26年3月18日まで

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

- 4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## ◎群馬県告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	富岡神流線	多野郡神流町大字塩沢字大柏木976番の1地先から同郡同町大字同字同970番の1地先まで	前	6.6～32.0	168.9
			後	9.7～32.0	168.7

## ◎群馬県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	富岡神流線	多野郡神流町大字塩沢字大柏木976番の1地先から同郡同町大字同字同970番の1地先まで	平成25年9月10日

## ◎群馬県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	富岡神流線	多野郡神流町大字塩沢字大柏木1038番の1地先内	前	5.3～13.6	105.5
			後	9.2～23.3	105.5

## ◎群馬県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	富岡神流線	多野郡神流町大字塩沢字大柏木1038番の1地先内	平成25年9月10日

## ◎群馬県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡嬭恋村大字鎌原字鬼の泉水1902番の60地先から同郡同村大字同字大カイシコ1452番の119地先まで	前	5.0～14.0	1214.9
			後	8.5～23.5	1214.9

## ◎群馬県告示第372号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2及び第180条の規定に基づき、平成26年度及び平成27年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、平成25年10月1日から施行する。

なお、県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（平成25年群馬県告示第114号）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成25年9月10日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面制作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器 <sup>じゅうぎ</sup> 、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務用品
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教材
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の園芸用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料
	厨房機器 <sup>ちゅうぼう</sup>	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器 <sup>ちゅうぼう</sup> 、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、お茶
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品その他
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の衣料品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー <sup>たろふ</sup> ・楯、記念品、時計、貴金属
荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品	

	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、その他の消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、その他の器具
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他の制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理
	人材派遣	一般労働者派遣、特定労働者派遣

	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、自動車、医療機器、ボイラー機器、その他のリース・レンタル
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自転車、その他

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3(1)から(3)までに掲げる審査項目について資格審査を受け、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 本申請で求める納付すべき税に未納のある者

### 3 審査項目

(1) 経営内容 申請を行う日(以下「審査基準日」という。)の直近2年間の各事業年度(個人にあつては、各事業年)における物件等の生産又は販売について算出した年平均の生産額又は販売額

#### (2) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度(個人にあつては、事業年)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本金額

イ 審査基準日の前日における従業員数

ウ 物品の製造及び役務等の提供に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額(機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額)

#### (3) 経営状況

ア 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)

イ 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3(1)から(3)までに掲げる審査項目を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用した物件等競争入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 平成25年10月1日(火)から同年11月8日(金)までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書(申請日より3カ月以内に発行されたもの。写し可)
  - (2) 納税証明書(申請日より3カ月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町に申請する場合は、該当する市町税に関するものを含む。)
  - (3) 財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。)
  - (4) 確定申告書等の写し(審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。)
  - (5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
  - (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
  - (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
  - (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状(別記様式第1号)
  - (9) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第2号)
  - (10) 個人住民税の特別徴収(県内市町村に限る。)を実施し、又は実施を誓約している場合は、特別徴収実施確認書兼誓約書
  - (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書の写し
  - (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書(別記様式第3号)
  - (13) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届の写し(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの)
  - (14) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法第13条に規定する認定を受けたものは、基準適合一般事業主認定通知書の写し
  - (15) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県育児いきいき参加企業認定制度の認定を受けたものは、群馬県育児いきいき参加企業認定制度認定証の写し
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等
- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
  - (2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
  - (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でなければならない。なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。
- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から平成28年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) 営業品目を変更したとき。

12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けた者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）、営業品目及び等級区分）について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

別記様式第1号(規格A4)

委任状

年 月 日

群馬県知事 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

所在地  
受任者 商号又は名称  
役職及び氏名

印

委任事項

- 1 見積、入札、契約締結の件
- 2 物品納入、代金請求、領収の件

委任期間

年 月 日から  
年 月 日まで

別記様式第2号(規格A4)

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

群馬県知事 へ

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

## 記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。

別記様式第3号(規格A4)

## 障害者雇用に関する申告書

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

〒  
会社所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

代表者  
印

平成26・27年度における群馬県の物品・役務に関する入札参加資格申請について、下記のとおり申告します。

## 記

1. 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定による障害者雇用義務はありません。
2. 当社従業員として、次の障害者を雇用しています。

身体障害者	①常用雇用者	重度	人	(ア)
		重度以外	人	(イ)
	②短時間雇用者	重度	人	(ウ)
		重度以外	人	(エ)
	③身体障害者 合計 (ア)×2+(イ)+(ウ)+(エ)×0.5			人
知的障害者	①常用雇用者	重度	人	(カ)
		重度以外	人	(キ)
	②短時間雇用者	重度	人	(ク)
		重度以外	人	(ケ)
	③知的障害者 合計 (カ)×2+(キ)+(ク)+(ケ)×0.5			人
精神障害者	①常用雇用者		人	(サ)
	②短時間雇用者		人	(シ)
	③精神障害者 合計 (サ)+(シ)×0.5			人
合計(オ)+(コ)+(ス)			人	

## 【記入に際しての注意事項】

- ・本申告書を作成する時点での雇用状況について記入してください。
  - ・身体障害者の重度とは、身体障害者手帳の1級又は2級を有する場合、3級の障害を2つ以上重複して有する場合をいいます。
  - ・知的障害者の重度とは、療育手帳で最重度または重度として判定を受けている場合をいいます。
  - ・常用雇用者とは、週所定労働時間が30時間以上である場合をいいます。
  - ・短時間雇用者とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満である場合をいいます。
- ※最下行の「合計」が1人以上である場合、加点対象となります。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---